

和 調 第 1 3 1 号
平成 2 6 年 1 2 月 2 日
(2 0 1 4 年)

業 者 各 位

和歌山市財政局財政部調達課長

制限付き一般競争入札に係る対象契約の拡大について（お知らせ）

平成 2 2 年 4 月 1 日以降に締結する役務の調達に係る契約等については、一部の契約において、制限付き一般競争入札により実施しているところですが、入札・契約制度における透明性の一層の確保等の観点から、制限付き一般競争入札により締結する対象契約を、次のとおり拡大しますのでお知らせします。

1 拡大する対象契約

展示機器保守点検に係る契約及び検針業務に係る契約を新たに追加します。なお、その他の契約についても今後段階的に拡大します。

2 対象契約

制限付き一般競争入札で実施する契約は、原則として次のとおりです。

- (1) 建築物、道路等の清掃に係る契約
- (2) 警備に係る契約
- (3) 水質、大気等の環境測定分析に係る契約
- (4) 賃貸借に係る契約
- (5) 労働者の派遣業務に係る契約
- (6) 電気設備の総合管理に係る契約
- (7) 消防設備点検に係る契約
- (8) イベント等の設営業務に係る契約
- (9) バス運行業務に係る契約
- (1 0) 電話交換業務に係る契約
- (1 1) データ入力業務に係る契約
- (1 2) 展示機器保守点検に係る契約
- (1 3) 検針業務に係る契約
- (1 4) 建設工事に近似する契約

- (15) 建設コンサルタント業務に近似する契約
- (16) 規模が比較的大きい契約
- (17) その他特殊な業務に係る契約

3 事務処理の概要

制限付き一般競争入札は、指名競争入札のように通知を行いませんので、和歌山市ホームページから公告の内容（入札参加資格等）を確認し、必要書類を添えて申請してください。（別紙「入札の手順」参照）

4 実施時期について

平成27年4月1日以降に締結する契約（平成27年度予算の支出負担行為に係るもの）から実施します。

入札の手順(事前審査型制限付き一般競争入札(持参方式))

